

佐賀県告示第 134 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

令和 5 年 6 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	認定期限
新武雄病院	武雄市武雄町大字富岡 12628 番地	令和 5 年 6 月 1 日 から令和 8 年 5 月 31 日まで
佐賀市立富士大和温泉病 院	佐賀市富士町大字梅野 1721 番地 1	令和 5 年 7 月 1 日 から令和 8 年 6 月 30 日まで
河畔病院	唐津市松南町 119 番地 2	令和 5 年 7 月 20 日 から令和 8 年 7 月 19 日まで
やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘二丁目 143 番地	令和 5 年 8 月 1 日 から令和 8 年 7 月 31 日まで